

(様式例第11)

3長厚第1659号
令和3年9月29日

長野県知事 阿部 守一 殿

住 所 長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3
申請者
氏 名 長野県厚生農業協同組合連合会
代表理事理事長 社浦 康三

南長野医療センター篠ノ井総合病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和2年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒380-0826 長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3
氏名	長野県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 社浦 康三

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

長野県厚生農業協同組合連合会 南長野医療センター篠ノ井総合病院

3 所在の場所

〒388-8004 長野県長野市篠ノ井会666番地1	電話 (026) 293 - 2841
-------------------------------	---------------------

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	床	床	床	433床	433床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 低体温装置・超音波断層装置・気管支鏡 (ポータブル)・人工呼吸器・PCPS・IABP・CHDF・HD・除細動装置・高気圧酸素治療装置 病床数 6床
化学検査室	(主な設備) 全自動生化学分析装置・多項目自動血球分析装置 全自動免疫測定装置・全自動血液凝固分析装置 グリコヘモグロビンA1C測定器・血液ガス測定装置
細菌検査室	(主な設備) 微生物感受性・分類同定分析装置 血液培養自動分析装置 バイオハザード対策用キャビネット
病理検査室	(主な設備) 自動染色装置 バーチャルスライド 自動免疫装置
病理解剖室	(主な設備) 解剖台 臓器撮影装置
研究室	(主な設備) パソコン・インターネット・テレビ
講義室	室数 6室 収容定員 295人
図書室	室数 1室 蔵所数 7,400冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 車椅子用リフト・酸素ポンペ 保有台数 2台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 18.14㎡

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	77.7%	算定期間	2020年 4月 1日～ 2021年 3月 31日
地域医療支援病院逆紹介率	69.2%		
算出根拠	A : 紹介患者の数		9,822人
	B : 初診患者の数		12,640人
	C : 逆紹介患者の数		8,746人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
		(別紙 1)	常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	ICU 6床	本2HCU 16床	本5HCU 4床
専用病床	救命センター 10床		

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
初療室	70.48 m ²	(主な設備) PCPS・IABP・除細動装置・超音波検査機器	可
レントゲン室	822.92 m ²	(主な設備) 一般撮影・CT・MRI	可
手術室	1680.01 m ²	(主な設備) 全身麻酔装置・人工心肺装置・自己血回収装置・電気メス	可
検査室	1178.18 m ²	(主な設備) 全自動生化学分析装置・全自動免疫測定装置	可
	m ²	(主な設備)	

4 備考

地域周産期母子医療センター（平成21年7月28日指定）
 長野県救急告示医療機関（平成26年1月30日付認定更新）
 へき地医療拠点病院（令和元年10月1日指定）
 地域災害拠点病院（令和2年3月25日指定）
 DMAT指定病院（令和2年3月25日指定）

救急科・救命センター
 専従医師 2名

診療科

内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌・代謝内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、心療内科、精神科、リウマチ科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、肛門科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科、臨床検査科、救急科、歯科口腔外科

JA長野厚生連南長野医療センター篠ノ井総合病院・医師会急病センター（平成20年4月1日開設）
 月曜日～金曜日の夜間 内科・小児科系 19時～翌朝6時
 19時～22時30分まで（土曜日・日曜日・祝日除く）は更級医師会と千曲医師会の医師が交代で1名

病院当直体制

医師 4名（救急・ICU管理・HCU管理・NICU管理）
 看護師 2名、臨床検査技師 1名、放射線技師 1名、薬剤師 1名

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
 既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した 救急患者の数	(3,960人 2,494人)
上記以外の救急患者の数	(6,056人 727人)
合計	(10,016人 3,221人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	2台
---------------	----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

共同利用を行った医療機関延べ数	2,123件
そのうち開設者と直接関係のない医療機関延べ数	2,086件
共同利用に係る病床の病床利用率	0 %

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ断層撮影装置 (CT) ・磁気共鳴コンピュータ断層装置 (MRI) ・骨密度 ・全病床

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 有 ・ 無 (別紙 2)

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名: XXXXXXXXXX

職 種: 事務

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
	(別紙 3)			

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	433床
--------------	------

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

・新型コロナウイルス感染拡大により開催中止。

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	0回
(2) (1) の合計研修者数	0人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

ア 研修プログラムの有無 有・無 (別紙 10)

イ 研修委員会設置の有無 有・無 (別紙 11)

ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
	(別紙 5)			年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
第1会議室	54.45 m ²	(主な設備) 机・椅子・スクリーン・テレビほか
第2会議室	36.00 m ²	(主な設備) 机・椅子・テレビほか
第3会議室	111.5 m ²	(主な設備) 机・椅子ほか
第4会議室	76.00 m ²	(主な設備) 机・椅子ほか
師長会議室	38.70 m ²	(主な設備) 机・椅子・テレビほか
あい講堂	195.42 m ²	(主な設備) 机・椅子・マイク・アンプ・スクリーン・天吊りプロジェクターほか

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	統括事務長 鈴木昇
管理担当者氏名	[Redacted]

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		総務課	日別
		看護部	日・診療科別
		薬剤部	日・入外・診療科別
		診療情報管理課	外来診療録（電子カルテ） 入院診療録（電子カルテ） X線フィルム等（電子カルテ）
		地域医療連携課	地域医療連携システム
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療連携課	
	救急医療の提供の実績	医事課	
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	地域医療連携課	
	閲覧実績	地域医療連携課	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療連携課	

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	統括院長 小池健一
閲覧担当者氏名	████████████████████
閲覧の求めに応じる場所	会議室
閲覧の手続の概要 (別紙 6) (別紙 12)	

前年度の総閲覧件数		0件
閲覧者別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	0件
	その他	0件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	0回	
委員会における議論の概要		
・新型コロナウイルス感染拡大により開催中止。 (別紙 7)		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	① 有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 公益財団法人 日本医療機能評価機構 2017年12月18日～19日	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	① 有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 診療案内、病院概況、病院だより、連携だより、ホームページ	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	① 有・無
・退院調整部門の概要 地域医療連携課 看護師2名 MSW5名と病棟看護師にて退院調整	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	① 有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 脳卒中地域連携パス	
・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み 長野脳卒中地域連携パス運営会議 長野市厚生連地域連携パス会議 職員への周知	

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様		勤務時間	備考
1	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
2	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
3	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
4	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
5	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
6	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
7	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
8	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
9	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
10	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
11	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
12	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
13	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
14	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
15	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
16	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
17	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
18	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
19	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
20	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
21	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
22	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
23	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
24	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
25	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様		勤務時間	備考
26	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
27	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
28	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
29	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
30	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
31	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
32	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
33	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
34	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
35	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
36	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
37	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
38	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
39	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
40	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
41	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
42	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
43	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
44	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
45	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
46	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
47	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
48	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
49	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
50	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様		勤務時間	備考
51	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
52	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
53	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
54	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
55	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
56	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
57	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
58	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
59	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
60	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
61	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
62	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
63	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
64	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
65	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
66	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
67	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
68	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
69	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
70	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
71	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
72	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
73	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
74	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
75	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様		勤務時間	備考
76	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
77	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
78	医師		常勤	専従	35.5時間 / 週	
79	医師		常勤	専従	35.5時間 / 週	
80	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
81	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
82	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
83	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
84	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
85	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
86	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
87	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
88	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
89	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
90	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
91	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
92	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
93	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
94	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
95	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
96	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
97	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
98	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
99	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
100	医師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様		勤務時間	備考
101	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
102	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
103	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
104	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
105	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
106	保健師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
107	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
108	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
109	保健師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
110	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
111	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
112	保健師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
113	保健師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
114	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
115	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
116	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
117	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
118	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
119	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
120	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
121	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
122	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
123	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
124	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
125	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様		勤務時間	備考
126	保健師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
127	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
128	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
129	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
130	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
131	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
132	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
133	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
134	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
135	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
136	保健師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
137	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
138	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
139	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
140	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
141	保健師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
142	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
143	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
144	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
145	保健師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
146	保健師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
147	保健師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
148	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
149	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
150	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様		勤務時間	備考
151	保健師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
152	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
153	助産師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
154	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
155	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
156	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
157	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
158	保健師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
159	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
160	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
161	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
162	保健師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
163	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
164	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
165	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
166	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
167	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
168	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
169	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
170	保健師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
171	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
172	保健師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
173	保健師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
174	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
175	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様		勤務時間	備考
176	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
177	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
178	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
179	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
180	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
181	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
182	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
183	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
184	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
185	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
186	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
187	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
188	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
189	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
190	保健師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
191	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
192	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
193	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
194	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
195	保健師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
196	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
197	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
198	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
199	看護師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
200	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様		勤務時間	備考
201	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
202	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
203	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
204	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
205	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
206	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
207	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
208	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
209	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
210	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
211	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
212	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
213	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
214	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
215	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
216	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
217	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
218	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
219	薬剤師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
220	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
221	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
222	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
223	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
224	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
225	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様		勤務時間	備考
226	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
227	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
228	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
229	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
230	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
231	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
232	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
233	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
234	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
235	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
236	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
237	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
238	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
239	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
240	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
241	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
242	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
243	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
244	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
245	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
246	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
247	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
248	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
249	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
250	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様		勤務時間	備考
251	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
252	臨床検査技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
253	放射線技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
254	放射線技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
255	放射線技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
256	放射線技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
257	放射線技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
258	放射線技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
259	放射線技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
260	放射線技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
261	放射線技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
262	放射線技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
263	放射線技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
264	放射線技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
265	放射線技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
266	放射線技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
267	放射線技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
268	放射線技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
269	放射線技師		常勤	非専従	35.5時間 / 週	
270						
271						
272						
273						
274						
275						

南長野医療センター篠ノ井総合病院 地域医療連携

登録医制度実施要綱

(目的)

第 1 条 南長野医療センター篠ノ井総合病院（以下「病院」という）は、地域医師会との連携協議により、病院の施設・設備の共同利用を推進し、地域における医療機関との機能分担・医療連携をより密にし相互の信頼関係を高め、患者中心の一貫性のある地域医療の充実・発展を図ることを目的とする。

(病院の役割)

第 2 条 病院は第 4 条に定める登録医からの紹介患者の受入れ、開放病床の提供、医療機器の共同利用、研修施設の等の提供を行う。

(開放病床)

第 3 条 開放病床とは、第 4 条による登録医が病院に紹介入院させた患者に対して、病院を訪問し病院担当医と共同で診療を行うことのできる病院内の病床をいい、病院は概ね 5 床以上の開放病床を確保する。

(登録医)

第 4 条 第 1 条の目的に賛同する医師会員は、本制度に「登録医」として登録できるものとし、登録された医師会員は病院の施設設備を利用できる。

(登録医の責務)

第 5 条 開放病床を利用する登録医は、できるかぎり紹介患者の医療情報を提供し、病院担当医と意見を交換し共同診療を行う。

但し、患者の主治医は病院担当医、登録医は院外主治医となり、当該患者の診療に関する最終責任は病院にあるものとする。したがって登録医は診療について病院職員に対する指示権限を持たない。

(診療、入院・退院等)

第 6 条 紹介患者の入院・退院の要否は登録医の意見を十分尊重するが、病院担当医の判断に基づくものとする。

2. 紹介患者の転科、転院、退院などに際しては、病院担当医は登録医と協議し患者が適切な治療を継続できるように努める。

なお、病院担当医は、患者同意の上、退院後の患者の医療が継続できるよう、紹介元登録医に積極的に逆紹介し、登録医に協力する。

3. 登録医の診療時間は、原則午後 1 時より午後 5 時の間とし、予め電話で病棟看護師長を通じて病院担当医に訪問の日時を連絡するものとする。

4. 来院時は、登録医来院記録簿に必要事項を記入する。又、所定の名札・白衣を着用する。

5. 登録医は、入院患者の急変時、病院担当医より緊急に協議の必要がある場合に備え、連絡先を病院の地域医療連携課または当該病棟看護師に明示する。

(研修会等)

第 7 条 登録医は、病院内で開催される研修会、症例検討会等に参加することができる。研修会等については、前もって医師会を通じて連絡すると共に、登録医にはできるだけ直接連絡する。

(要綱の改定)

第 8 条 本要綱で定めるもののほか必要な事項は、病院長に諮り決定する。

(附則)

本実施要綱は、平成 16 年 7 月 1 日より実施する。

平成 27 年 2 月 1 日一部改正

平成 29 年 4 月 1 日一部改正 (名称変更)

	医師氏名	医療機関	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
1		ましまクリニック	長野市真島町真島2209	内科・心療内科・外科・脳神経外科・リハビリテーション・小児科	無
2		甘利内科呼吸器科クリニック	長野市篠ノ井会12-2	内科・呼吸器内科・アレルギー科	無
3		イジマ眼科	長野市青木島1-22-9	眼科	無
4		飯塚医院	長野市篠ノ井御幣川296-1	外科・内科	無
5		飯塚医院	長野市篠ノ井御幣川296-1	眼科	無
6		いしぐるクリニック	長野市川中島町御厨706-1	内科・消化器内科	無
7		板倉レディースクリニック	長野市稲里町中央1-12-12	産婦人科	無
8		大岡診療所	長野市大岡乙254-1	内科・外科	無
9		おかむら耳鼻咽喉科	長野市合戦場1-11-2	耳鼻咽喉科	無
10		荻場耳鼻咽喉科歯科矯正歯科医院	長野市篠ノ井御幣川1154	耳鼻咽喉科	無
11		茶臼山子ども医院	長野市篠ノ井岡田31	小児科	無
12		笠間整形外科医院	長野市稲里町中氷鉦973-1	整形外科・リハビリテーション	無
13		北原メンタルクリニック	長野市稲里町中央4-15-7	精神科・心療内科	無
14		くめた整形外科クリニック	長野市篠ノ井杵淵50-5	整形外科・リハビリテーション	無
15		川中島クリニック	長野市川中島町御厨1942-25	消化器内科・外科・内科・肛門科	無
16		川中島クリニック	長野市川中島町御厨1942-25	内科・消化器内科・呼吸器内科	無
17		小林小児科	長野市稲里町中氷鉦436-1	小児科・アレルギー科	無
18		酒井医院	長野市篠ノ井布施高田863	内科・呼吸器内科・外科	無
19		酒井診療所	長野市青木島大塚72-1	内科	無
20				内科・外科	無
21		クリニックコスモス長野	長野市小島田町380	内科・外科・リハビリテーション	無
22		老健 コスモスさいなみ	長野市小島田町449	内科・眼科	無
23		篠ノ井鈴木医院	長野市里島88	内科・消化器内科	無
24		高須医院	長野市篠ノ井塩崎6667-2	内科・消化器内科	無
25		泌尿器科高見沢クリニック	長野市川中島町原1395-6	泌尿器科	無
26		滝沢医院	長野市篠ノ井布施高田677	内科・小児科・リウマチ科	無
27		竹内メディカルクリニック	長野市川中島町今井1480-5	脳神経外科・外科・リハビリテーション	無
28		田中内科医院	長野市川中島町御厨1372-5	内科・小児科	無
29		塚田内科歯科医院	長野市篠ノ井東福寺1008-4	内科・消化器内科・循環器内科・小児科	無
30		ナカジマ外科医院	長野市青木島1-23-3	外科・消化器内科・肛門科・呼吸器外科	無
31		老健 星のさと	長野市篠ノ井小松原2360		無

	医師氏名	医療機関	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
32		老健 星のさと	長野市篠ノ井小松原2360	脳神経外科・外科	無
33		藤沢眼科	長野市篠ノ井布施高田874-2	眼科	無
34		老健 桜ホーム	長野市篠ノ井二ツ柳1432-3	内科・循環器内科	無
35		松井皮膚科クリニック	長野市川中島町御厨58-1	皮膚科	無
36		松浦小児科医院	長野市篠ノ井布施高田271-1	小児科・放射線科	無
37		松尾医院	長野市篠ノ井布施高田976	外科・内科・皮膚科	無
38		今井クリニック丸山内科	長野市川中島町今井391	内科・呼吸器内科・消化器内科	無
39		星のさとクリニック水野医院	長野市篠ノ井小松原2359-25	内科・麻酔科	無
40		三井クリニック	長野市稲里町中央4-5-30	消化器内科・内科・外科・肛門科	無
41		南長野クリニック	長野市稲里町中央4-17-7	内科・アレルギー科・リウマチ科	無
42		米田整形外科クリニック	長野市川中島町原937	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科	無
43		ゆうき内科クリニック	長野市篠ノ井布施高田1244-1	内科・循環器内科・小児科	無
44		ゆうき内科クリニック	長野市篠ノ井布施高田1244-1		無
45		かめいわ医院ペインクリニック	長野市川中島町御厨1143-12	麻酔科	無
46		清水産婦人科医院	長野市川中島町原908-1	産婦人科	無
47		池川皮ふ科医院	長野市下氷鉦1-2-2	皮膚科	無
48		瀬原田クリニック	長野市篠ノ井布施五明636-1	内科・外科・消化器内科・皮膚科	無
49		としだ内科	長野市川中島町原56	内科・糖尿病内科	無
50		赤羽医院	長野市稲里町中氷鉦720	内科・循環器内科	無
51		南ながの公園クリニック	長野市篠ノ井東福寺1523-1	乳腺外科・内科・外科	無
52		安里医院	千曲市内川822-2	外科・内科・消化器内科	無
53		いろかわ医院	埴科郡坂城町坂城10096-6	内科・小児科	無
54		市川内科医院	千曲市上山田温泉4-11-2	内科・循環器内科	無
55		稲荷山医療福祉センター	千曲市野高場1835-9	内科・循環器内科	無
56		稲荷山医療福祉センター	千曲市野高場1835-9	整形外科	無
57		岡田外科医院	千曲市稲荷山579	外科・整形外科・皮膚科	無
58		かつの耳鼻咽喉科	千曲市粟佐1214-4	耳鼻咽喉科・アレルギー科	無
59		児玉医院	千曲市寂蒔93	外科・肛門科・消化器内科・内科・皮膚科・小児科	無
60		坂口整形外科	千曲市屋代2114-6	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科	無
61		島田クリニック	千曲市小島3146-1コア・モチヅキ2F	内科	無

	医師氏名	医療機関	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
62		菅谷医院	千曲市稲荷山781	内科・小児科・耳鼻咽喉科・麻酔科	無
63		菅谷東クリニック	千曲市粟佐1552	内科・循環器内科・消化器内科・放射線科	無
64		菅谷東クリニック	千曲市粟佐1552	内科・循環器内科・消化器内科・外科・放射線科・麻酔科	無
65		武市医院	埴科郡坂城町中之条2525	内科・循環器内科	無
66		武市医院	埴科郡坂城町中之条2525	内科・消化器内科	無
67		とぐらクリニック	千曲市戸倉1672-2	脳神経外科・外科・内科	無
68		橋沢眼科	千曲市屋代1835	眼科	無
69		とよき内科	千曲市磯部767-4	内科・消化器内科・循環器内科	無
70		中沢医院	千曲市小島2806-1	内科・神経内科・循環器内科・消化器内科	無
71		中島産婦人科小児科	千曲市上山田温泉1-1-2	産婦人科・内科・小児科	無
72					無
73		松尾医院	埴科郡坂城町坂城6322-1	内科	無
74		安川整形外科クリニック	千曲市屋代858-4	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科・麻酔科	無
75					無
76		とも泌尿器科クリニック	千曲市磯部852	泌尿器科	無
77		村上堂大井クリニック	埴科郡坂城町網掛1545-1	内科・外科・消化器内科・肛門科	無
78		いなりやまクリニック	千曲市稲荷山1266-1	内科・神経内科	無
79		島田内科クリニック	上高井郡高山村大字高井6432-2	内科・循環器内科	無
80		かいぬま耳鼻咽喉科医院	千曲市内川611-1	耳鼻咽喉科	無
81		いちのせ循環器内科	長野市神明86	循環器内科	無
82		もみのき内科クリニック	千曲市寂蒔913	内科	無
83		赤川医院	長野市大字南長池190-2	精神科・心療内科	無
84		みやがわ耳鼻咽喉科きこえクリニック	長野市稲里町中央1-5-11	耳鼻咽喉科	無
				合計	84人

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
	医師	内科	顧問		
	医師	内科	顧問		
	医師	内科	部長		
	医師	内科	副院長		
	医師	内科	診療部長		責任者
	医師	内科	部長		
	医師	内科	部長		
	医師	内科	部長		
	医師	内科	部長		
	医師	内科	副部長		
	医師	内科	副部長		
	医師	内科	副部長		
	医師	内科			
	医師	リウマチ科	顧問		
	医師	総合診療科	医長		
	医師	漢方診療科	部長		
	医師	集中治療科	部長		
	医師	心療内科	部長		
	医師	小児科	顧問		
	医師	小児科	部長		
	医師	小児科	医長		
	医師	外科	部長		
	医師	外科	診療部長		
	医師	外科	部長		
	医師	外科	医長		
	医師	整形外科	副院長		
	医師	整形外科	医長		
	医師	形成外科	医長		
	医師	脳神経外科	院長		
	医師	脳神経外科	部長		
	医師	脳神経外科	顧問		
	医師	皮膚科	部長		
	医師	泌尿器科	部長		
	医師	泌尿器科	部長		
	医師	泌尿器科	副部長		
	医師	泌尿器科	顧問		
	医師	産婦人科	部長		
	医師	産婦人科	部長		
	医師	産婦人科	医長		
	医師	産婦人科	医長		
	医師	産婦人科	部長		
	医師	産婦人科	名誉院長		
	医師	耳鼻咽喉科	部長		
	医師	放射線科	医長		
	医師	麻酔科	部長		
	医師	麻酔科	部長		
	医師	病理診断科	顧問		
	医師	病理診断科	部長		
	医師	循環器内科	部長		
	医師	循環器内科	医長		
	医師	循環器内科	医長		
	医師	呼吸器外科	部長		
	医師	心臓血管外科	部長		
	医師	心臓血管外科	医長		
	医師	救急科	部長		
	医師	救急科	医長		

南長野医療センター篠ノ井総合病院「病院の管理及び運営に関する諸記録」
閲覧方法に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、南長野医療センター篠ノ井総合病院（以下、「病院」という）と地域との相互理解と信頼関係を前提とし、病院の管理及び運営に関する諸記録（以下、「諸記録」という）の開示を通して、地域医療の充実に資することを目的として、当該所記録の閲覧方法について定める。

(諸記録の取扱)

第2条 この要綱において「諸記録」とは、次の号に掲げるものをいい、それらの処務および管理は、種類ごとに右に掲げる部署が行うものとする。

- | | |
|--|------------|
| (1) 共同利用の実績 | 地域医療連携課 |
| (2) 救急医療の提供の実績 | 医事課 |
| (3) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修実績 | 地域医療連携課 |
| (4) 閲覧実績 | 地域医療連携課 |
| (5) 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する紹介患者の実績数を明らかにする帳簿 | 地域医療連携課 |
| (6) その他病院長が特に必要と認める帳簿 | 病院長が委任した部署 |
- 2 諸記録を取り扱う者は、いかなる者もそれらを丁寧に取り扱い、処理・受け渡しを確実に行うとともに、あわせて汚損、散逸、紛失等がないように注意しなければならない。
- 3 諸記録の閲覧責任者は、病院長とする。

(閲覧の受付)

第3条 閲覧担当者を地域医療連携課におき、閲覧の受付は当該閲覧担当者が行う。

- 2 受付時間は、平日の9時から17時とする。
- 3 閲覧の申込み、受付は、「閲覧申込書」（様式第1号）により、申込みは原則として手交によるものとする。郵送やFAX、電子メール等による申込み方法については、病院長が認めた場合に限り、認めることがある。
- 4 閲覧担当者は、前項により閲覧希望者から「閲覧申込書」の提出があった場合は、次の手順により受け付け、速やかに事務処理をするものとする。
- (1) 運転免許証、旅券、健康保険被保険者証、年金手帳のいずれかの書類の提示を受け、閲覧希望者の同意を得て、それらの書類の提示を受け、閲覧希望者本人であることを確認の上、閲覧希望者の同意を得て、それらの書類を謄写し、申込みを受け付ける場合は、当該写しを控えとして閲覧希望者に渡す。
 - (2) 閲覧が決定された場合の閲覧希望日時を確認する。
 - (3) あらかじめ閲覧担当者が用意する「病院の管理及び運営に関する諸記録」閲覧受付・

処理名簿に、必要事項を記載する。

(閲覧の決定)

第4条 閲覧の可否の決定は、閲覧責任者である病院長が行う。

2 閲覧希望者からの請求が、次の事由にあたる場合には、閲覧の全部又は一部を拒むことができるものとする。ただし、閲覧希望事由に支障がある場合は、閲覧可能範囲と閲覧を供しない範囲とで分け、できる限り閲覧できるように努めるものとする。

(1) 書記録の閲覧目的が、第三者の利益を害する恐れがあるとき。

(2) 諸記録の閲覧が、目的である相互の十分な理解と信頼関係を保つことに支障をきたす恐れがあるとき。

(3) その他相当とする相当な事由があると病院長が認めるとき。

3 「閲覧申込書」を受け付けた日を初日として算入し、10日以内に閲覧の判断をする。ただし、事務処理上の困難その他正当な事由により、可否の判断が出来ないときは、病院長の承諾を得てその期間を延長することができる。

4 第2項各号に該当する事由がないと判断した場合は、閲覧希望者の閲覧希望日時を考慮し、「閲覧決定通知書」(様式第2号)をもって、また第2項各号に該当する事由と判断した場合は、「閲覧不可決定通知書」(様式第3号)をもって、速やかに閲覧希望者に通知するものとする。

(閲覧方法)

第5条 第3条第1項に定める閲覧担当者は、事前に閲覧が必要な資料の確認を行う。

2 諸記録の閲覧に当たっては、原則として閲覧担当者が同席するものとする。閲覧担当者が同席できない場合は、当該担当者が地域医療連携課長の了承を得て委任した者が必ず同席するものとする。

3 閲覧担当者は、閲覧開始時に閲覧者が閲覧希望者本人であるか第3条第4項第1号の方法に準じて身分の確認を行い、また閲覧時に閲覧者より補足的な説明を求められた場合は、閲覧担当者はなるべくこれに応じるものとする。

4 閲覧者より諸記録の謄写を求められた場合は、これを拒む相当の理由がない限り、謄写を許可し交付するものとする。

5 閲覧が行なわれた場合は、閲覧担当者は、第3条第4項第3号に定める「病院の管理及び運営に関する諸記録」閲覧受付・処理名簿に必要事項を記載し、病院長へ報告する。

(委任)

第6条 この要綱に定めのない事項については、病院長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年2月1日より施行する。

平成29年4月1日一部改正(名称変更)

(様式第1号)

「病院の管理及び運営に関する諸記録」の閲覧申込書

年 月 日

南長野医療センター篠ノ井総合病院
統括院長 様

住 所 _____

申込者氏名 _____

電話番号 _____

下記の通り閲覧を申し込みます。

閲覧を希望する記録	
閲覧を希望する期間	年 月 ~ 年 月
閲覧希望日	年 月 日
閲覧を希望する理由	
謄写を希望する	有 ・ 無

(様式第2号)

「病院の管理及び運営に関する諸記録」の閲覧決定通知書

年 月 日

様

J A長野厚生連 南長野医療センター篠ノ井総合病院
統括院長 小池 健一 印

年 月 日付けで閲覧申込のありました病院の管理及び運営に関する諸記録について、閲覧を許可することを決定いたしましたので次のとおり通知します。

日時	年 月 日 (曜日) 時 分
場所	南長野医療センター篠ノ井総合病院
閲覧する記録等	共同利用の実績・救急医療提供の実績・地域医療従事者の資質の向上を図るための研修実績・紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績数を明らかにする帳簿・閲覧実績 その他 ()
謄写の交付	有 ・ 無
備考	

なお、閲覧当日は、南長野医療センター篠ノ井総合病院担当職員が立会いをいたします。

上記のとおり通知いたしますが、変更を希望される場合は、
年 月 日までに連絡ください。

連絡先 南長野医療センター篠ノ井総合病院 026-292-2261 地域医療連携課
閲覧担当者

(様式第 3 号)

病院の管理及び運営に関する諸記録」の閲覧決定通知書

年 月 日

様

J A長野厚生連 南長野医療センター篠ノ井総合病院
統括院長 小池 健一 印

年 月 日付けで閲覧申込のありました病院の管理及び運営に関する諸記録について、審査の結果、次の理由から閲覧に応じることができないので通知します。

理由：

南長野医療センター篠ノ井総合病院地域医療支援病院運営委員会内規

(設置)

- 第1条 南長野医療センター篠ノ井総合病院に、地域の基幹病院としての立場から地域の各界・各層からの意見を拝聴し、地域住民から信頼され、選ばれ、地域に開かれた病院運営に資するため、南長野医療センター篠ノ井総合病院地域医療支援病院運営委員会（以下「運営委員会」という）を置く。
- また、医療法に定める地域医療支援病院として地域医療関係者から地域の医療確保及び支援に関する意見を徴する委員会としての機能を併せ持つものとする。

(委員長)

- 第2条 委員長は病院長とする。
2. 運営委員会の進行は委員長が行う。

(委員)

- 第3条 運営委員会の委員は次の各号に掲げる者の中から南長野医療センター篠ノ井総合病院長（以下「病院長」という）が委嘱する。
- (1) 更級医師会長
 - (2) 千曲医師会長
 - (3) 更級歯科医師会長
 - (4) 更埴薬剤師会長
 - (5) 長野市保健福祉部長
 - (6) 篠ノ井消防署長
 - (7) 篠ノ井民生児童委員協議会長
 - (8) 篠ノ井地区住民自治協議会長
 - (9) ボランティア代表
 - (10) その他病院長が必要と認めたもの

(院内委員)

第4条 運営委員会に病院長の他に次の物を出席させるものとする。

- (1) 南長野医療センター篠ノ井総合病院地域医療部長
- (2) その他病院長が必要と認めた職員

(任期)

第5条 委員の任期は2ヵ年とする。但し、再任は妨げない。

(運営委員会の開催)

第6条 運営委員会は委員長が召集する。

2. 委員長は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
3. 運営委員会は、四半期に1回程度の開催を目標とする。

(事務局)

第7条 運営委員会に事務局を置く。

2. 事務局は、南長野医療センター篠ノ井総合病院総務課、管理課及び地域医療連携課とする。
3. 事務局は、庶務に従事する。

附則 この内規は、平成27年4月1日から施行する。

平成29年4月1日一部改正(名称変更)

地域医療連携課

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 28 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 4 月 1 日改定

JA 長野厚生連南長野医療センター篠ノ井総合病院

医療福祉相談室 業務マニュアル

I. 医療福祉相談室目的

1. 南長野医療センター篠ノ井総合病院を利用する患者様が、安心して療養し、生活できるよう援助を行うことを目的とする。
2. 関係各機関及び院内各部署との連携に努め、患者様への適切なサービス提供に努める。
3. 身体的・社会的状況から退院が困難と思われる患者様の退院支援を円滑に進める。

II. MSWが援助業務を行なう上での原則

1. 患者様の主体性の尊重
患者様の人としての尊厳を守り、自己実現・自己決定ができるよう援助する。
 - ①患者様及びご家族等が、適切に自己決定ができるよう、状況把握や問題整理を援助し、方策の選択肢の提示等を行なう。
 - ②問題解決の代行等は、必要な場合に限り、患者様の主体性を損なわないようにする。
2. プライバシーの尊重（守秘義務）
MSWは、傷病の情報に加えて、社会的、経済的、心理的等の個人情報に関わり、援助のために第三者との連絡調整を行なうことから、プライバシーの保護には特に留意する。
 - ①個人情報の収集は援助に必要な範囲に限ること
 - ②面接や電話は原則として独立した相談室で行なう
医療福祉相談室の利用
 - ③記録等は、第三者が了解なく入手できないよう保管する
 - ④第三者との連絡を行なう場合等、必ず本人の同意を得ること
3. 権利擁護
患者様の人権を尊重し、個々の権利を保障する立場からの援助を行なう。
4. 他の保健・医療・福祉・介護スタッフとの連携
院内及び地域の保健・医療・福祉・介護スタッフと常に連携を密にし、総合的なサービス提供を心がける。
 - ①保健・医療・福祉・介護スタッフから傷病や治療の状況等必要な情報を得ると共に、参考となる心理的・社会的側面の情報を提供する等、意見や情報の交換を行なう。
 - ②必要に応じ、他の保健・医療・福祉・介護スタッフと共に協同で業務を行なう。
5. 問題の予測と計画的対応
生活と傷病の状況から生ずる問題を多角的に予測し、予防的、計画的な対応を行なう。

Ⅲ. MSW の業務の範囲

1. 入院時・退院・社会復帰援助

生活と傷病や障害の状況から入院・退院・社会復帰に伴い生ずる問題に早期に対応し、解決・調整に必要な援助を行なう。

- ①入院等の際して、医療費等の不安に対する相談窓口となる。
- ②退院後の医療機関、社会福祉施設等（以下各施設）の選定・調整を援助する。
 - 1) 患者様・ご家族の申し出により実施
 - 2) 各施設等の申し込み方法を確認し、適切な情報提供を行う。
 - 3) 必要に応じ、各施設に患者様の情報提供を行う（診療情報提供書・各施設所定の診断書・看護サマリー等）
- ③在宅生活を行なう際のサービスの情報を整備し、関係機関・関係職種との連携のもとに、傷病、障害や生活状況に応じたサービスの活用を援助する。
- ④住居の確保、傷病、障害に適した住宅改修など住居問題の解決を援助する。
- ⑤復職、復学するための問題の解決・調整を援助する。
- ⑥関係機関・関係職種との連携や訪問活動により、退院・社会復帰が円滑に進むよう援助する。
- ⑦退院・社会復帰に伴う不安等、心理的・精神的問題の解決を援助する。
- ⑧入院後病棟スクリーニングにより退院困難と予測された場合は、担当者を中心に早期介入し、退院支援を行い、介護連携指導につなげる。

2. 経済的問題の解決、調整援助

生活費・療養費等の問題がある場合、保険、福祉等の関係諸制度を活用できるよう、必要な援助を行なう。

3. 精神的・心理的問題の解決、調整援助

精神的・心理的問題について、人間関係の調整、社会資源の活用等による問題の解決を援助する。

また、難病等傷病の受容が困難な場合、問題の解決を援助する。

4. 社会的問題の解決、調整援助

生活と傷病の状況から生ずる社会的問題の予防や早期の対応を行なうため、これらの諸問題を予測し、解決・調整に必要な援助を行なう。

- ①受診や入院、在宅療養に伴う不安などの問題の解決を援助する。
- ②療養中の職業・教育・家事・育児等の問題の解決を援助する。
- ③在宅療養環境の整備に必要なサービス等の活用を援助する。
- ④傷病や療養に伴い生ずる家族関係・地域・職場・学校・病院内などの人間関係の問題の調整を援助する。

5. 各種制度活用のための援助

生活及び傷病に伴う各諸制度が円滑に活用できるよう、必要な援助を行なう。

6. 患者サポート体制（前記 MSW の業務の範囲 1～5・7 を含む）

- ①患者様及び家族からの疾病に対する質問・ご意見並びに、生活上・療養上の不安等に対する相談支援を行う。
- ②窓口を医療福祉相談室として専任者（社会福祉士：以下専任者）を配置し、相談についてはできる限り面談用個室を利用し、プライバシーの保護に配慮する。
- ③医師及び各専門職種との連携を図り支援するとともに、相談内容（ご意見等）によっては医療安全管理室担当者・医療安全管理委員会との連携を図る。
- ④定期的（週 1 回：専任者・医療福祉相談室 MSW・医療安全管理室担当者）に患者支援の取組に対するカンファレンスを実施し、支援内容の評価を行う。必要に応じ支援に必要と思われる、各部門の支援担当者等の参加を求める。各部門支援担当者は職場責任者とする。
- ⑤医療相談日報・月報、医療相談記録の作成。
- ⑥各部門において患者様等から相談があった場合、速やかに専任者に報告し、早期の支援体制の確立を図る（対応・報告体制は医療安全管理室マニュアルに準じる）
- ⑦カンファレンス・医療安全管理委員会等を通じ、患者支援体制の見直しを定期的に行う。

7. 情報開示に関する相談

院内の情報開示に伴う相談窓口として、援助・調整を行なう。

8. 各患者会事務局

以下の患者会、研修会の事務局を行なう。

- ①りんどう会

②リウマチ友の会

③わかば会

9. 地域に対する社会的活動

関係機関・関係職種等と連携し、地域の保健医療福祉システムづくりに参画する。

①保健医療機関、市町村等と連携し、地域の患者会、家族会等の組織化、育成に協力する。

②保健医療機関、市町村等と連携し、地域のボランティアの組織化、育成に協力する。

③社会資源等の整備、開拓のための、働きかけを行なう。

10. その他

患者様の総合的な相談援助窓口を目指す。

IV. 援助の方法

1. ケースワーク

様々な問題をかかえて援助を必要としている個人に対して、個別援助技術をもって問題の解決を図る。

①援助過程は以下の手順を基本とする

インタビュー→情報収集→アセスメント→援助計画
→援助→評価→終結

②面接技術について

面接は以下の点を基本姿勢とする。

傾聴、受容、共感、感情の明確化、支持、自己決定の尊重

2. グループワーク

グループのもつ特性を活用する集団援助技術をもって、課題の達成を促す。

①患者会、家族会活動への支援。家族教室等の開催。

②セルフヘルプグループへの支援。

③SST、デイケア等への支援。

3. コミュニティーワーク

地域住民の生活問題について、社会資源等を整備・開拓し、地域社会の対処機能を強化することにより、生活問題を解決していくことを目的に活動を行なう。

①地域における福祉ネットワークの組織化の支援。

家族会・ボランティア団体等の組織化、育成の支援等。

②各種社会資源の情報提供等、広報機能の役割。

③社会資源の整備・開拓等、開発的機能の役割。

患者支援カンファレンス

年 月 日
<p>参加者</p> <p>医療安全管理室MSW : 吉澤</p> <p>社会福祉士 : 塩原</p> <p>社会福祉士 : 笠原</p> <p>()</p> <p>()</p> <p>()</p>
<p>相談実績の確認</p>
<p>ご意見について</p> <p>支援経過</p> <p>今後の対応</p>

南長野医療センター篠ノ井総合病院 地域医療支援研修開催要綱

(目的)

第 1 条 この研修は、地域の医療機関の機能分担と連携の推進を背景として、地域の医療従事者の資質向上と、地域連携の発展に寄与することを目的とする。

(対象)

第 2 条 地域における医療機関・福祉施設などに勤務する医師・看護師他医療従事者とする。

(研修会)

第3条 研修会を以下の通り開催する。

- ・ 医局主催勉強会
- ・ 救急医療に関する医局勉強会
- ・ 地域セミナー
- ・ 高齢者入所施設との懇談会
- ・ 循環器地域医療連携懇話会
- ・ 篠ノ井脳卒中病診連携の会
- ・ 呼吸器科連携の会
- ・ 認知症学術講演会
- ・ 小児初期救急充実研修
- ・ 医師会急病センター懇話会 など

2 社会情勢・医療機関からの要望等により、計画以外の研修についても実施する。

(事務局)

第 4 条 この研修の事務局は、地域医療連携課とする。

附則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

平成 29 年 4 月 1 日一部改正 (名称変更)

地域医療支援研修委員会内規

(名称)

第 1 条 この委員会は、南長野医療センター篠ノ井総合病院地域医療支援病院運営委員会に属し、地域医療支援研修委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目的)

第 2 条 この委員会は、地域医療支援並びに研修に関する事項を調査審議し、病院長に建議することを目的とする。

(審議事項等)

第 3 条 この委員会は、第 2 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる必要事項について調査審議する。

- (1) 地域の医療従事者の研修に関すること。
- (2) その他病院長の指定した地域医療連携に関すること。

(委員長及び委員)

第 4 条 この委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長及び委員は、病院長が委嘱する。

3 委員の任期は 2 ヶ年とする。

(会議等)

第 5 条 この委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の物を会議に出席させ意見を聞くことができる。

(事務局)

第 6 条 この委員会に事務局を置く。

2. 事務局は、南長野医療センター篠ノ井総合病院総務課、管理課及び地域医療連携課とする。

3. 事務局は、庶務に従事する。

附則 この内規は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

平成 28 年 10 月 1 日一部改正

平成 29 年 4 月 1 日一部改正（名称変更）

診療情報の提供に関する取扱い内規

診療情報の提供にあたり

厚生連南長野医療センター篠ノ井総合病院は、医療提供体制を実施するにあたり、患者自身が自己の疾病に対する理解をより深め、医療提供側と患者が共同して疾病を克服する目的に基づき、インフォームド・コンセントの充実、診療情報の提供、診療記録等の開示を実践し、より強い相互信頼関係による開かれた高度医療を目指す。

診療情報の提供の原則

患者への診療情報の提供は、医師の責務であり、日頃の診療においては患者との対話による信頼関係の醸成に努め、懇切な説明による診療情報の提供を心がけ、また、説明文書の交付等による具体的状況に即した提供方法により行うこと。

患者が診療記録等の開示を求めた場合

患者に対し懇切な説明を行った場合でも、内容に納得がいかない、満足できない、あるいは転医等の事情により、診療記録等の開示を「開示申込書」の提出により求められた場合には、診療情報開示審査委員会にて開示可否の最終決定を行い、開示許可の決裁により、診療記録等の閲覧・謄写・要約書の交付等を、取扱い規則に従い開示する。

日常診療活動

日常診療活動における診療情報の説明の際、患者に一部の診療記録を閲覧させる場合は、取扱い規則を省略することができる。ただし、謄写・要約書の交付を希望する場合には、取扱い規則に従う。

取扱い規則

- 1 開示適用範囲
- 2 診療記録等の開示を求め得る者
- 3 窓口・手続き
- 4 受理後の措置
- 5 開示
- 6 開示を拒みうる場合
- 7 費用の請求
- 8 その他

1 開示適用範囲

1 対象範囲

患者の診療を目的として医療従事者が作成した記録

： 診療録・手術記録・麻酔記録・各種検査記録・検査成績表・エックス線写真
助産録・看護記録等一切の記録

2 開示による情報提供

： 1における対象記録の閲覧、謄写
： 要約書の交付
： 医師による補足説明

2 診療記録等の開示を求め得る者

開示を求めることができる者は、以下とする。

- (1) 患者が成人で判断能力のある場合は、患者本人
- (2) 患者に法定代理人がある場合は、法定代理人。ただし、満15才以上の未成年については、疾病の内容によっては本人のみの請求を認める。
- (3) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- (4) 患者本人から代理権を与えられた親族
- (5) 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族およびこれに準じる縁故者

3 窓口・手続き

医事課総合受付に「診療に関する相談窓口」を置く。

- 1 対応は医療福祉相談室が行う。相談内容が開示（開示対象範囲の閲覧・謄写・要約書の交付）に及ぶ場合は、診療情報管理士に連絡を行う。
- 2 医療福祉相談室より連絡を受けた診療情報管理士は、開示に関する取扱い規則に基づき、手続き方法等の説明を行う。

4 受理後の措置

診療記録等の開示申し立て受理後は、受付日翌日より7日以内に可否判定を行い、開示許可決定後14日以内に実施する。

4-1 申請受理の要件

申請受付は診療情報管理士が行い、以下の確認を行う。

- 1 開示申込書（様式1）の提出を受け、必要事項の記載内容確認し、受付簿（様式3）に記録する。
- 2 患者本人または代理人（患者との続柄）かの確認を慎重に行う。
 - ・健康保険の被保険者証・運転免許証・パスポート・個人番号カード
 - ・年金手帳・その他（戸籍謄本・住民票・印鑑証明等）

患者本人場合：上記のうち2つ以上

代理人の場合：委任状（様式4）+上記のうち2つ以上

本会個人情報取扱規程第3章第7条に掲げる情報に関しては、墨消しし、管理する。

4-2 申請受理

- 1 開示申込書を受理した診療情報管理士は、速やかに当該診療録の点検（検査結果貼付漏れ等の点検）を行い、「診療記録等の開示申込書」・「診療録」・「開示希望診療記録」を病院事務長を通じ病院長に提出する。
- 2 病院長は、開示提供する診療情報の範囲および開示対象者が適正か否か、また開示に差し支えの有無を主治医または科部長・医長に照会を行い、診療情報開示審査委員会で協議し開示可否の判定を行う。
- 3 可否の結果は病院事務長より診療情報管理士に連絡される。可否結果を受けた診療情報管理士は、主治医または科部長・医長と連絡を取り、申請者に通知書（様式 5 号又は 5 の 1 号）により通知する。
- 4 開示許可決定の場合は、診療情報管理士が、希望とされる診療記録の謄写（カルテ・エックス線写真）を事前に準備し、開示日に円滑に実施されるよう保管・管理に努める。また、要約書の交付を希望された場合は、主治医が事前に作成する。

5 開示

5-1 開示の立ち会い

- 1 主治医、医事課長が立ち会う。ただし必要に応じ他の担当医療従事者の立ち会いを求める場合がある。
- 2 補足説明は主治医が行う。

5-2 場所

開示場所は西棟 2 階会議室を使用する。

5-3 開示後

- 1 主治医は、診療情報は個人情報（秘守義務）である旨を、開示を受けた者に伝え、提供（開示）した情報は慎重に管理・保管するよう注意を与える。
- 2 診療記録等の写しを交付した場合は交付簿（様式 7）に記録する。また、交付に際しては受領書（様式 8）を提出していただく。

6 開示を拒みうる場合

下記の事由に該当する場合には、診療情報の提供、診療記録等の開示の全部または一部を拒むことができる。

- (1) 対象となる診療情報の提供、診療記録等の開示が、第三者の利害を害する恐れがあるとき
- (2) 診療情報の提供、診療記録等の開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき
- (3) 診療情報の提供、診療記録等の開示を不相当とする相当な事由が存するとき

7 費用の請求

下記の金額を、開示を求めた者に請求する。

内容	規格	金額 (円) 税別
手数料		5,000
要約書		5,000
印刷・コピー代	コピー代	10
	電子カルテ印刷代	10
レントゲンフィルム コピー代	六ツ切 (1枚)	250
	四ツ切 (1枚)	360
	大四ツ (1枚)	440
	大角 (1枚)	545
	半切 (1枚) (CT・MRI)	660
	CDR (1枚)	1,000
その他		協議決定

8 その他

- (1) 原則として、施行日以前になされた診療および作成された診療記録等については適用されない。
- (2) 当院取扱い要綱に定めのない事項は、厚生労働省及び日本医師会「診療情報の提供に関する指針」に基づき適用とする。
ただし特別な事由発生時には、診療情報開示審査委員会で協議し、病院長が決裁する。
- (3) 病院は、診療記録等の開示に伴い、記載方法や使用用語の標準化を医療従事者に徹底させる。
- (4) 病院は、診療情報の提供に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付則：本取扱い規定は、平成 12 年 1 月 1 日より施行する。
 本内規は、平成 23 年 2 月 1 日より一部改訂し実施する。
 本内規は、平成 24 年 4 月 1 日より一部改訂し実施する。
 本内規は、平成 29 年 5 月 1 日より一部改訂し実施する。
 本内規は、令和 2 年 1 月 1 日より一部改訂し実施する。

診療情報開示審査委員会内規

1 目的

当院における、診療情報の提供・診療記録等の開示が円滑に行われるために、審査・決定機関を目的とした委員会である。

2 審査項目

- 1 診療記録等の開示請求に対し、開示可否判定の審査。
- 2 取扱い要綱に定めのない事由発生時の協議・決定。

3 審査委員会メンバー

審査委員会は以下で構成される。

統括院長・院長・副院長・診療部長・地域医療部長・健康管理部長・副診療部長・看護部長・総技師長・薬剤部長・事務長・総務課長

4 審査会開催日

審査委員会は開示請求に対し、開示請求申出日の翌週月曜日に委員会を開催する。

5 その他

審査委員会は、対象患者の科部長・医長・主治医を招集し、開示可否判定に対する意見を聴取することができる。

付則：本内規は、平成 12 年 1 月 1 日より施行する。

本内規は、平成 23 年 2 月 1 日より一部改訂し実施する。

本内規は、平成 24 年 4 月 1 日より一部改訂し実施する。

本内規は、平成 29 年 4 月 1 日より一部改訂し実施する。